

カード別 特典一覧表

	会員カード			ビジターカード
	ジュニアカード 対象：5歳～18歳	ジャンボカード	ベストJクラブ	
入会金・年会費	入会金 無料 年会費 無料	入会金 無料 年会費 無料	入会金 8,800円 年会費 3,960円	—
施設利用料	220J	440J	440J	550J
パック300	●	●	●	—
チャージで 打球割引ポイント進呈	最大3,600P進呈	最大3,600P進呈	最大3,600P進呈	—
1ball unit®(1球単位) ボール代割引	—	—	各階1円割引	—
来場カウントサービス	4回来場で1回 施設利用料無料	4回来場で1回 施設利用料無料	4回来場で1回 施設利用料無料	—
平日限定 朝の抽選会 (※1)	●	●	●	—
河野高明 殿堂入り記念 特別抽選会 (※2)	都度300P進呈	都度300P進呈	都度500P進呈	—
アプローチブレイス・ バーディー (50分)	3,300J / 人	3,300J / 人	2,200J / 人	—
プレミアム Jクラブコート	1回利用/120分 3,300J / コート	3,300J / コート	2,200J / コート	—
	フライトスコープ Mevo+	1,100J	1,100J	無料
大型バター練習場 ジャンボパッチングワールド (※3)	●	●	●	—
藤沢ジャンボゴルフスクール	●	●	●	—
レンタルクラブ・シューズ	無料	330J	330J	—
提携ゴルフ場 優待料金	●	●	●	—
金谷多一郎プロによる プレミアムレッスン会ご招待	—	—	●	—
球数サービス	—	—	1,000球打つごとに 都度1,000P進呈	—
桜ゴルフご成約プレゼント	都度3,000P進呈	都度3,000P進呈	都度10,000P進呈	—
平日駐車場利用 (ゴルフ場への乗り合わせにご利用ください)	—	—	●	—

他にも会員様限定の様々なサービスをご利用いただけます

(※1) ロイヤルステージ・スクール会員・パック300の方はご参加いただけません

(※2) 特別抽選会は、4月/マスタースウィークに開催いたします

(※3) 小学生以下のお子様はご利用できません

※特典内容および適用条件、サービスの提供を予告なく変更する場合や中止する場合があります

※料金はすべて税込です

ローカルルール(利用規約)

当練習場では、ご利用者の皆さまが安全に楽しくご練習していただけるよう、ローカルルールを以下に定めております。

尚、ローカルルールの全文につきましては、藤沢ジャンボゴルフのホームページに掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

【 禁止事項 】 一部抜粋

1. 4歳以下のお子様のクラブハウス以外への立入り
2. 小学生以下のお子様のジャンボパッティングワールドの利用(ただし当社レッスンプロ同伴時は除く)
3. 保護者の同伴なき5歳以上15歳以下の児童生徒の当施設への立入り(ただしスクール生を除く)
4. 1打席2名を超える利用(ただしパックプランは1打席1名の利用に限る)
5. 当練習場のものではないボール、ティー、その他備品での練習
6. 当該打席以外から排出したボールでの練習
7. パックプランにおける利用者以外へのボールの譲渡
8. グラウンドへの立入り及びボールの収拾
9. 故意・過失を問わず打球がネットを越える行為
※トラックマンレンジの越球監視システムにより、瞬時に打席と利用者が特定されます。
10. 危険及び他のお客様のご迷惑となり得る練習行為(素振り含む)
11. 契約プロ以外によるレッスン行為
12. 指定喫煙所以外での喫煙
13. 泥酔状態での入場
14. 48インチを超える長尺クラブの使用
15. ペット同伴での入場
16. ゴミの持込み及び施設内での廃棄
17. 当施設以外からの飲食物の持込み
18. その他、安全管理上問題があると当練習場が判断する行為・事項

【 注意事項 】 一部抜粋

1. 前後の打席に十分注意してご利用ください。
2. 天候等の理由でネットを下げた場合、使用クラブ制限・打席制限をお守りください。
3. 事故防止のため、高弾道やドラコンの練習は1階打席をご利用ください。
4. 練習に適した服装、靴、及びグローブの着用をお願いいたします。
5. 肌着用ランニングシャツ等の過度な露出でのご来場及び練習はご遠慮ください。
6. 打席や通路での携帯電話による通話、大きな声での会話は他のお客様へのご迷惑になりますので、ご遠慮ください。
7. その他、他のお客様のご迷惑になる行為はお断りいたします。

※ 万が一、事故や盗難等が起こった場合、当練習場では一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。

(ネットを越えた打球による事故につきましては、当該利用者が損害を賠償するものとし、当練習場は一切責任を負いかねます)

※ 本事項は、利用者が来場した時から施設の利用を終了し退場する時まで効力を有するものといたします。

※ 本事項をお守りいただけない場合、やむを得ず施設の利用をお断りする場合がございます。

ローカルルールの改定について

本事項は必要に応じて改訂することがあります。

改定内容は速やかに藤沢ジャンボゴルフ ホームページ上の会員規約に反映いたしますので、ご確認の程お願い申し上げます。

[2020年4月に施行された改正民法(548条2~4)では、利用規約の全文及び改定内容はHP上に掲載することで合意したものとみなされます]

会員規約



藤沢ジャンボゴルフ会員規約

藤沢ジャンボゴルフ会員規約

第1条(名称)

本施設は、藤沢ジャンボゴルフ(以下、「本施設」とい)と称します。

第2条(運営・管理)

本施設は、櫻井興業株式会社(以下、「当社」とい)が管理・運営を行います。

第3条(定款)

藤沢ジャンボゴルフ会員規約(以下、「本規約」とい)は、会員(本規約第8条の所定の手続きを経て入会された方)を、以下同し)および入会を希望する方ならびにビジターに適用されるものとします。

第4条(本規約および利用規約)

1.本規約は、本施設への入会ならびにクラブハウスおよび打席等ゴルフ練習施設をご利用いただくにあり、会員様との基本的な含む取組事項を定めたものです。

なお、「クラブハウス」は、クラブハウス内の施設、ジャンボオリジナルロッカー、通風、ビブなどのクラブハウス施設および駐車場を含む施設と称します。また、「打席等ゴルフ練習施設」は、打席、ジャンボバッティンググランド、プレミアムクラブコート等特別施設・設備などの施設の総称とします。

2.当社は、本施設および藤沢ジャンボゴルフスクールの運営ならびにクラブハウスおよび打席等ゴルフ練習施設を提供するうえで、必要と判断する規則、規定、細則および諸条件(以下、「諸利用規約」とい)を定めることができるものとします。

第5条(目的)

1.本施設は、「より上まで響く優れた練習環境の追求」、「充実したゴルフライフのサポート」および「居心地の良い空間」を提供し、最高の練習環境を創造することに努めます。会員が本施設でクラブハウスおよび打席等ゴルフ練習施設ならびに各種サービスを利用して、心身の健康の維持・増進を図るとともに、本施設がゴルフファーストオアシスとしてゴルフへの品位あるゴルフライフのオアシスとすることを目的とします。

2.当社は、前項の目的を達成するため、会員の要望の充足および安全衛生に配慮しながら本施設のクラブハウスおよび打席等ゴルフ練習施設を運営しかつ各種サービスの提供に努めます。

3.会員は、第1項の趣旨を尊重し、品格のある快適な空間であるよう本施設を利用するものとします。

第6条(会員制則)

1.本施設は会員制とし、入会する際に選択した会員種別で契約します。また、会員種別は契約後、所定の手続きにより変更することができます。

2.会員種別は次のとおりとし、これらの会員カードを総称して「ジャンボカード」とい。また、当社が必要と認めるときは会員種別を追加、変更、廃止、再開等を行うことができます。

(1)藤沢ジャンボゴルフカード

(2)ベストクラブ

(3)ジュニアカード

(4)その他、当社が定める会員カード

3.会員は、会員種別に応じて、クラブハウスおよび打席等ゴルフ練習施設の利用を含め本施設または提携会社が提供する会員付帯サービス・特典などの各種サービスを受けることができます。

4.当社は、クラブハウスおよび打席等ゴルフ練習施設の利用ならびに各種サービス・特典の提供に関する事項について、設備・機器の更新、法令の制定・改廃、新たなサービスの提供、社会情勢の変化、その他譲渡の事情により、当社が必要と認められた場合には随時提供内容の新設・変更または廃止を行うことができるものとします。この場合、クラブハウスまたは打席等ゴルフ練習施設内への掲示または本施設ホームページへの掲載により告知するものとします。

第7条(入会資格)

1.本施設の入会資格は、次の各号に定めるとおりとし、本施設に入会できる方はこれら各号の項目すべてを満たす方とします。

(1)本施設の趣旨に賛同し、本規約および諸規則を承認し・遵守できる方
(なお、未成年者の場合は、保護者の同意を必要とします)

(2)伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方

(3)以前に会員として入会し、入会費、利用料、事務手数料および諸料金について未払債務のない方

(4)以前に本施設の入会資格の除名処分を受けた除名処分が該当する行為を行、自ら退会した方を含むことがない方

(5)以前に本規約第25条第1項各号の一つにでも該当したことがない方

2.入会希望者が、前項各号の入会資格を満たさない方であっても、当社の判断により入会を認める場合があります。

3.第1項の入会資格を満たした入会希望者であっても、当社が会員として適さない場合は入会を認めない場合があります。なお、当社は、入会申込の可否に関してその理由を明示しませんが、

第8条(入会手続き)

1.本施設の入会手続きは、入会を希望する本人が本施設に来館のうえ行うものとし、本人以外による入会手続きはできないものとします。

2.本施設に入会を希望される方は、本規約を承認のうえ、当社所定の入会申込書・確認書類より入会申込を行うものとします。また、入会金および会費の定めがある会員種別の場合、これらの入会手続きを完了するものとします。

3.前項で定め入会申込書手続きを行っていた場合、当社がこれを承認することにより、本施設の会員契約が成立し、入会資格を取得(入会)することになります。

4.未成年者が入会を希望するときは、本人とその親権者が署名のうえ入会申込を行うものとします。この場合、親権者は本規約にもとく会員としてその責任を本人と連帯して負うものとします。

第9条(会員証)

1.当社は、会員の資格を証するため会員種別にもとづき「ジャンボカード(以下、「会員証」とい)をクレジットカードで発行します。

2.会員が所持し、会員証は1枚限り発行します。会員は、会員証を複製転写・改ざんすることはできません。

3.会員は、本施設および各種サービスを利用する際は、会員証を提示し所定の手続きを行うものとします。

4.会員証は、会員本人のみが使用することができます。会員証を第三者と共有または第三者に貸与もしくは譲渡することはできません。

5.会員は、会員証を紛失した場合または破損等により使用できなくなった場合はすみやかに再発行の手続きをとるものとします。

6.会員証の再発行については、別途所定の発行事務手数料を支払うものとします。

7.会員は、会員資格を喪失した場合は、すみやかに会員証を返還しなければなりません。

第10条(会費等の支払)

1.入会金、年会費、半年会費、月会費、利用料、事務手数料および諸料金(以下、総称して「会費等」とい)の種類、金額、支払時期、支払方法は、当社の判断で決定または変更できるものとします。

2.会員種別のうち入会金および年会費の定めがある会員は入会金および年会費(会費)の場合は更新日)に当社が定める方法により支払うものとします。

3.会員が一旦支払った入会金および年会費は、利用開始日以降理由の如何を問わず返還されないものとします。また、一度退会し、再度入会する場合は改めて入会金を支払うものとします。

4.当社は、利用料(施設利用料、ボール料金、レッスン料)およびその他の利用料(以下、別に定める)ことができるものとします。会員は、本施設の打席等ゴルフ練習施設および各種サービスを利用する場合は、クラブハウスまたは打席等ゴルフ練習施設内への掲示により告知するものとします。

5.当社は、本施設の運営上必要と判断した場合は経済情勢の変動等に応じて会費等の金額を決定できるものとします。改定を行う場合は、クラブハウスまたは打席等ゴルフ練習施設内への掲示および本施設ホームページへの掲載により告知するものとします。

6.会費等と関連する消費税等は会員の負担とします。なお、消費税等率の変更など消費税法等の改正等がされる場合、会員の負担は当該改正等の内訳に依り・変更されます。

第11条(会員契約の取消)

1.当社は、会員が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、会員契約を取消することができます。

(1)第7条第1項に定める入会資格の要件の一つにでも反していることが判明したとき

(2)第8条の入会手続きを完了しないとき

(3)入会手続きにおいて申告した情報に重大な不備や偽りがあることが判明したとき

2.前項より会員契約を取消したとき、納入済みの入会金および会費等は返金しないものとします。

第12条(ベストクラブ会員)

1.会員は、所定の手続きにより会員種別をベストクラブに変更することができます。

2.ベストクラブ会員の会員資格の有効期間は、入会日より1年間とします。ただし、会員資格は次の方法により更新されます。

(1)クレジットカード利用決済サービス(継続料金)による年会費支払の場合、有効期間内は書面による解約の申し出がない限り、同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

(2)継続料金方式による年会費支払の場合、有効期間満期翌年度の年会費支払したときは、同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

3.前項より更新が行われなかった場合、「ベストクラブ」会員は自動的に藤沢ジャンボゴルフカード会員に変更となり、当該会員に付与されていた付帯サービスおよび特典は有効期間満了日をもって消滅します。

4.前項の会員が、有効期間満了日直前の「ベストクラブ」会員資格の継続を希望した場合、有効期間満了日以降開始した本施設に来院した日限りかつ有効期間満了日以後の年会費全額を支払ったときは、「ベストクラブ」会員資格を継続することができます。

ただし、この場合であっても有効期間満了日から継続した日までの期間について、JG(団体ゴルフツアー保険)は適用されません。

第13条(スクール定款)

1.本規約の第13条から第16条までの規定(以下、「スクール規定」とい)は、当社が運営する、または当社がグループ会社と連携して運営する藤沢ジャンボゴルフスクール(以下、「本スクール」とい)について定めるとともに、

2.本スクールの運営施設ごとに定める規約に本規約のスクール規定と異なる定めがあるときは、運営施設ごとの規約を優先して適用するものとします。

3.入会申込など各種手続きは、運営施設により本スクールのホームページから行うこともできます。各種手続きの方法は各運営施設ホームページにて確認し所定の手続きにより行うものとします。

第14条(スクールの入会手続き)

1.本スクールに入会を希望する会員(以下、「入会希望者」とい)は、所定の入会申込書により入会申込を行うものとし、当社がこれを承認することにより、本スクールに入会することができます。(以下、「スクール会員」とい)なお、当社は当該申込について当社の判断により承認しないことがあります。

2.本スクールの入会申込は、会員であることと条件とします。また、会員資格を喪失したときはスクール会員資格も同時に喪失します。

3.本規約はスクール会員に対してより厳格に適用されます。ただし、第13条から第16条までの規定(以下、「スクール規定」とい)に本規約の内容と異なる定めがあるときはスクール規定が優先して適用されるものとします。

第15条(スクールの会費等)

1.入会希望者は、入会金を入会申込時にクレジットカードにより支払うものとします。

2.スクール会員は、コース別料金を別に分割した金額(以下、「月会費」とい)または体会到にかかわる事務手数料を、クレジットカード自動引落サービス(継続料金)の方法により支払うものとします。

3.スクール会員は、スクール受講の有無にかかわらず、退会月までの月会費を支払う必要があるものとします。

第16条(スクールの期間等)

1.本スクールは、コースかつクラブ別に開講します。当社は、必要に応じてコースまたはクラスを新設、変更または廃止ができるものとします。

2.本スクールのスクール期間は2か月を1単位として1クールとします。ただし、本施設または退会会場の申し込みがない限り、本スクールは期間満了後同一条件でさらに2か月間更新されるものとし、その後も同様とします。

3.スクール会員資格の有効期間は、開講月(1クールの日付)の日から終了月(1クールの2か月の末日)とし、この期間中、別に定める付帯サービス・特典を利用することができます。

第17条(スクールの休会・退会・復会)

1.スクール会員は、休会または退会を希望する場合、本施設に来館のうえ、所定の休会または退会手続きを行うものとします。代理人による休会または退会手続き、および電話・FAX・電子メール等による休会または退会手続きはできないものとします。ただし、当社がやむを得ない事由があると判断した場合はこの限りではありません。

2.休会または退会をするときは、スクール期間満了日の15日までに、会員は、休会書類または退会書類を提出し手続きを完了するものとします。この場合、会員が指定する終了月の翌月1日から1クール単位で休会または退会した退会日として指定することはできません。

3.休会または退会の手続きを完了したが、終了月の16日以降の場合、休会開始日は終了月の翌月1日となります。また、退会日は終了月の翌月の末日となります。したがって、スクール期間は1か月延長となり、休会開始日は退会日までの月会費を支払う必要があるものとします。なお、終了月の翌月1日以降は、前条第2項にもとづき更新後のあらたな2か月間がスクール開始されます。

4.休会期間中は、会費の支払は免除されるものとします。ただし、休会の管理費用として毎月事務手数料を支払うものとします。

5.休会中のスクール会員が、スクールに復帰する(以下、「復会」とい)場合、入会金は免除されます。復会希望月の前月20日までに本施設に来館のうえ、復会申込書を提出することにより1クール単位で復会することができます。

6.休会中は、スクール会員に付与される付帯サービス・特典すべて利用できません。

第18条(会員資格の譲渡等)

本施設における会員資格は、会員本人限りとし、他の方に譲渡、相続および名義変更することはできません。

第19条(変更事項の届出)

1.会員は、氏名、住所、電話番号など入会申込書記載事項に変更があった場合は、本施設まですみやかに変更手続きを行うものとします。

2.変更届未提出による本施設からの通知の未達等による一切の責任は会員が負うものとします。

3.当社は、入会申込書等で申告された情報と異なって対応するものとし、正しく申告しなかったことに起因して、会員に生じた不利益について、当社は何らの責任も負わないものとします。

第20条(ビジター)

1.会員以外で本施設の利用を希望する方から、当社が適当と認めた方(以下、「ビジター」とい)に打席等ゴルフ練習施設を使用させることができます。ただし、ビジターが第7条に規定する入会資格を満たさない場合、入場をお断りすることができます。

2.ビジターは打席等ゴルフ練習施設を使用するときは、所定の利用料その他費用を支払わなければならないとします。

3.ビジターは、本規約および諸規則を遵守し、当施設のスタッフの指示にしがらむものとします。

第21(損害賠償)

1.会員は、自己の責任と負担において本施設のクラブハウスおよび打席等ゴルフ練習施設を利用するものとします。

2.会員が本施設の打席等ゴルフ練習施設利用に際して会員自身に生じた怪け・事故等について、当社は、本施設に故意または過失がある場合を除き何らの賠償責任を負わないものとします。

3.会員は同行の行為によって怪け・事故等が生じたときは、会員はその相手側と直接賠償責任を請求するものとします。会員は同行の責任と費用においてこれを解決するものとします。当社は、本施設に故意または過失がある場合を除き、当該損害について一切責任をせずを負いません。

4.会員が本施設のクラブハウスおよび打席等ゴルフ練習施設利用に際して、当該会員の責に帰すべき事由により当社の会員または第三者に損害を与えた場合、会員はすみやかにその賠償責任を負うものとします。

5.本条の規定は、ビジターにも同様に適用します。

第22条(窃盗・紛失・盗用)

1.会員が本施設のクラブハウスおよび打席等ゴルフ練習施設に持ち込んだ物(以下、「携行品」とい)は、自己の責任をもって管理するものとします。

2.会員が本施設のクラブハウスおよび打席等ゴルフ練習施設の利用に生じた携行品の盗難、紛失、損傷、毀損等については、当社に故意または過失がある場合を除き、当社は一切の賠償の責を負わないものとします。

3.当社は、拾得物および放置物について、当社が別に定める保管期限経過後に、処分することができるものとします。

第23(本規約ほか遵守の義務)

1.会員およびビジターは、本規約および当社が別途定める諸規則を遵守しなければなりません。

2.会員およびビジターは、本施設のクラブハウスおよび打席等ゴルフ練習施設の利用に際して、当社スタッフの指示にしがらむものとします。

第24条(ジャンボカード会員の退会)

1.会員は、退会を希望する場合、当施設に来館のうえ、所定の退会手続きを行うものとします。代理人による退会手続き、および電話・FAX・電子メール等による退会手続きはできないものとします。ただし、当社がやむを得ない事由があると判断した場合はこの限りではありません。

2.会員は、随時退会できるものとし、退会する場合には、会員証を添付のうえ本施設へ退会届を提出するものとします。

3.会員の会員資格の有効期間は、最後に退会した日時から10年間とします。10年間継続して本施設のご利用がなかった場合、当該会員を退会扱いとすることができるものとします。

4.会員は、会費等が未納の場合は、退会手続きまでに完結するものとします。会費等の滞りがある場合は退会後も支払義務を負うものとします。

第25条(施設の利用制限)

1.本施設は、お子様の安全確保のため、保護者の同伴の有無にかかわらず、次の場合への立入りまたは利用をお断りしています。

(1)1歳以下のお子様の打席等ゴルフ練習施設への立入り

(2)小学生以下のお子様のジャンボバッティンググランドの利用。ただし、当社が認めたプロが同伴する場合を除きます。

2.本施設は、お子様の安全確保のため、保護者の同伴がない場合には、次の場合への立入りをお断りしています。

(1)中学生以下のお子様のクラブハウスへの立入り

(2)5歳以上15歳以下の児童・生徒の打席等ゴルフ練習施設への立入り

(3)スクール会員が中学生以下の場合は、必ず保護者がスクール打席まで付き添うこととします。ただし、スクール打席での保護者の見守りはお断りします。

3.本施設は、次の各号のいずれかに該当または該当すると判断し、管理上必要と認めた場合は、施設の一部または一部について、営業時間を変更またはご利用の中断もしくは制限を行うことがあります。

(1)強風、大雨、雷などの異常気象のとき

(2)警報、注意報などにより異常気象、災害が発生する可能性が予測されるとき

(3)設備機器の点検、故障、補修のとき

(4)講習会、その他の特別行事

4.前項第1号から第3号までの事由によりネットを下げた場合、使用できるクラブおよび打席を制限できるものとします。また、第3項および本項の場合、会員は本施設のスタッフの指示に従うものとします。

第26条(禁止・注意事項)

1.当社は、品位ある快適なゴルフ練習環境をご提供するにため、クラブハウスおよび打席等ゴルフ練習施設内における、会員の次の各号に該当する行為を禁止します。

(1)打席2名を超える利用。ただし、次の場合は打席1名の利用に限る。

① バックラン

② ジュニアカードによる利用(会員本人のみ利用)

- (2) 当練習場のものではないボール、ティー、その他備品での練習
- (3) 当該打席以外から弾出したボールでの練習、および弾出したボールを1球ごとに練習に使用せず、ボールを打席に貯める目的でボール弹出設備からボールを取り出す行為
- (4) クラブハウスにおける利用者が他人のボールの譲渡
- (5) グラウンドへの立入りおよびボールの取捨
- (6) 故意・過失を問わず打球がネットを越える行為(7) 打席間の仕切り板を越える大きなスイング
- (8) 壁や仕切り板に向けての健当で練習や打席内でのバナー練習等、1球を繰り返して使用する練習
- (9) 打席等所定練習場所以外(通路等)での振振り等の練習
- (10) スタンスマットから足をはみ出しての練習および斜め打ち
- (11) 契約プロ以外によるレッスン行為
- (12) 練習中の会員ご本人以外の方の打席への立入り
- (13) 会員専用スペース等立入禁止区域への無断立入り
- (14) 指定喫煙所以外での喫煙
- (15) 定評状態での入場または打席等ゴルフ練習施設内での飲酒
- (16) 48インチを超える長尺クラブの使用
- (17) 動機、ペットをクラブハウスおよび打席等ゴルフ練習施設内に持ち込むこと
- (18) ゴルフの持込みおよび施設内での喫煙
- (19) 本施設以外からの飲食物の持込み
- (20) メタルスライクの着川
- (21) 同業者による本施設内で写真撮影、ビデオ撮影、録音などの行為
- (22) 当社に許可なく本施設内において物品販売、宣伝広告および勧誘等の営業行為
- (23) 他の会員、本施設のスタッフ、その他第三者に対する暴力行為、威嚇行為、わいせつ行為、迷惑行為および公序良俗に反する行為
- (24) 本施設内の設備、機器、ボール、器具備品等の損壊、汚損、持ち出し等の行為
- (25) その他、安全管理上問題があると当社が判断する行為・事項

2. 当社は、会員のみさまが楽しく安全に練習していただけるように、下記の行為を注意事項として遵守するものとします。

- (1) 前後の打席に十分注意のご利用
- (2) 事故の防止のため、高揮速やドロフの練習は1層打席のご利用
- (3) 前打席(フットパッド)と後打席をむき合わせて、別途当社が定める基準にもとづき、ほかの会員の迷惑とならないようジャツやサポーター等で覆い大きく露出しないこと
- (4) 練習に適した服装、靴、およびグローブの着用
- (5) 着用用ランニングジャツ等の過度な露出での来場および練習
- (6) 打席や通路での携帯電話による通話、大きな声での会話
- (7) その他、ほかのお客様のご迷惑になる行為

3. 本条第1項および第2項の各号に該当する行為に対し、本施設のスタッフからは正の要請、指示、指導を受けたとき、会員は従うものとします。

4. 本条第1項および第2項の各号に該当する行為があり、当社が是正を求めたにもかかわらず当該行為が是正されないときと当社が判断したときは、当社は当該会員に対し、次の各号のいずれかをまたは重複して求めることができますものとします。

- (1) 当該行為の中止
 - (2) クラブハウスおよび打席等ゴルフ練習施設の全部もしくは一部の利用の中止
 - (3) 本施設からの退去
- 会員が前項および次の各号の一つにでも該当した場合、当社は当該会員に対し、会員資格の一定期間の停止または、直ちに除名処分とすることができるものとします。

第27条(除名処分)

1. 会員は、本施設の利用または選択に関し、次の各号に該当する行為をしてはならないものとします。
 - (1) 虚偽の履歴を提示しもしくは偽計を用いて、または威力を用いて、当社および本施設の信用を毀損、または当社および本施設の業務を妨害する行為をする
 - (2) 当社および本施設を誹謗中傷し、その名誉もしくは信用を毀損すること、またはそのおそれをおよぼさせること
2. 会員が前項および次の各号の一つにでも該当した場合、当社は当該会員に対し、会員資格の一定期間の停止または、直ちに除名処分とすることができるものとします。
 - (1) 第7条に定める入会資格を喪失したとき
 - (2) 第26条第1項(禁止事項)各号に該当する行為があり、当社が是正を求めたにもかかわらず当該行為が是正されないときと当社が判断したとき
 - (3) 本規約その他当社が定める諸規則に違反したとき
 - (4) 会員証を、第9条第4項の定めに対し、第三者に使用させたとき
 - (5) 会員の行為が、品位を損ない本施設の運営に支障があると当社が判断したとき
 - (6) 会費等について滞納し、当社からの催告に応じないとき
 - (7) その他、本条各号に該当する行為により当施設の会員としてふさわしくないと判断したとき
3. 会員資格停止中の会員より除名した会員について改訂といたします。また、これにより会員に損害が生じた場合でも、当社はその損害を賠償する責めを負わないものとします。
- (1) 本施設および当社の運営するすべての施設に入会および立入ることができるものとします。また、スクールは受講停止とします。かつ、当該会員に対し、当社が必要と認める措置を講じることがあります。
- (2) 除名した会員の会員証は無効とし、チャージ残高および打球閉ポイントも失効するものとします。また、除名を受けた時点で払込済みの入会金および会費は返金しないものとします。

4. 会員が第1項および第2項各号の行為により当社および本施設に損害を与えた場合、当社は当該会員に対してその損害の賠償を請求できるものとします。

第28条(会員資格の喪失)

会員は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合、会員資格を喪失します。

- (1) 退会されたとき
- (2) 死亡されたとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 本施設を閉鎖したとき

第29条(施設の利用等)

1. 当社は、本施設の営業日および営業時間を、別途定め変更することができます。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、本施設の全部または一部について営業時間の変更、臨時休業または閉鎖を行うことができます。
 - (1) 天災地変、気象災害、地震、その他不可抗力等があったとき、またはそのおそれがあり安全に営業を行うことができないとき
 - (2) 法令、行政指導、社会経済情勢の著しい変化により営業することが困難または営業すべきでない事情が生じたとき、またはそのおそれがあるとき
 - (3) クラブハウスおよび打席等ゴルフ練習施設の増改築、修繕、整備、点検または設備の取替、故障、修繕、その他やむをえない事情により営業が困難と認められるとき
 - (4) 本施設が営業することが困難、または当社の事業運営上の都合により当社が必要と判断したとき
3. 前項の場合、法令の定めがあるときは除き、会員が負担する会費等の支払義務が軽減または免除されることはありません。ただし、前項第3号の場合には、当社の判断により会費の返金、減免等の対応を取ることができます。
4. 本施設は、臨時休業または閉鎖するときは、可能な限り事前に会員への旨をクラブハウスまたは打席等ゴルフ練習施設内への掲示および本施設ホームページへの掲載により告知いたします。ただし、第2項号および2号の事由によるときは会員に事前告知することを要しないものとします。

第30条(本規約および諸規則の変更)

1. 当社は、当社の判断により、本規約および諸規則を必要に応じて改定することができるものとします。
2. 当社は、本規約および諸規則を改定するときは、改定する旨、改定後の内容およびその効力発生時期(改定日)の1か月前までに、クラブハウスまたは打席等ゴルフ練習施設内への掲示および本施設ホームページへの掲載により告知するものとします。ただし、当社が緊急を要すると判断した場合、前記の告知期間を短縮することができるものとします。
3. 改定された本規約および諸規則の内容は、すべての会員に適用され、改定日をもって効力を生じるといたします。

第31条(会員情報の取扱いおよびその保護)

1. 会員は、本施設が業務上必要な範囲で会員に関する情報を利用することを承認します。
2. 会員は、本施設が提供する付帯サービス(ゴルフクラブ保険)において、会員情報を提携保険会社と共同使用することに同意するものとします。
3. 本施設は、本規約第6条および第14条に知り得た会員の情報については、個人情報保護方針(プライバシーポリシー)に基づき適切に管理、運用、取扱います。当社プライバシーポリシー: <https://www.fujisawajungolf.com>
4. 会員には、本施設で扱う取扱う商品、各種サービスまたは各種イベント、キャンペーンなどの開催についての広告・印刷物の送付、電子メールなどによるご案内をする場合があります。

附則

本規約は2022年7月1日より施行します。

2023年12月01日 改定

藤沢ジャンボゴルフカード利用規定

第1条(目的)

藤沢ジャンボゴルフカード利用規定(以下「本規定」とい)は、藤沢ジャンボゴルフ(以下「当施設」とい)の発行する藤沢ジャンボゴルフカード(以下「ジャンボカード」とい)の内容とその特典を受けるための条件を定めたものである。

1. 第2条に定める用途の支払いに使用する。
2. 当施設利用受付時に利用・提示した場合、藤沢ジャンボゴルフカード会員(以下「会員」とい)に特典を提供する。
3. 会員にそれぞれの資格・条件に応じた付帯設備の利用特典を提供する。

第2条(回数および打球閉ポイントの取扱い)

1. 回数としては、当施設が相当の対価を得ず、ジャンボカードに施設利用のための回数種増し(以下「チャージ」とい)するものである。(単位:円)
2. 打球閉ポイントとは、当施設が毎打毎打に、無量の特典としてジャンボカードに付与するものである。(単位:円)
3. 回数とは、当施設が施設利用料、打席における1球単位のボール貸出料ほか、当施設においてサービスの提供を受けた、または商品を購入する際の代金の支払い、及び各種手数料の支払いに利用できる。なお、回数数を利用できる商品、サービスは当施設が個別に追加、変更することができる。
4. 打球閉ポイントは、当施設の打席における1球単位のボール貸出料としてのみに利用できる。

第3条(チャージの方法)

1. ジャンボカードには、現金またはクレジットカードによって自動入金機において回数数をチャージすることができる。
2. システムの異常、その他何らかの理由により自動入金機においてチャージができない場合は、フロントにてチャージ処理を行うことがある。
3. 会員は、一度実施したチャージの取消・払戻しはできないものとす。ただし、当施設の廃業時はこの限りではない。

第4条(回数の上限)

回数数は100,000円、打球閉ポイントは50,000円を上限とし、超えることはできない。

第5条(回数数の有効期間)

1. ジャンボカードを利用して当施設利用受付を行った日を起算日として、現金およびクレジットカードによるチャージは3年間当施設利用受付が行われない場合は、回数数は失効する。
2. 打球閉ポイントは、1年間当施設利用受付が行われない場合は、失効する。

第6条(回数数の確認方法)

ジャンボカードの正式な回数数および打球閉ポイントは、自動入金機またはフロントにて確認することができる。ジャンボカード上に印字された情報は、必ずしも最新のものではなく、実際の内容と異なることがあるため、当施設が保証するものではない。

第7条(回数・特典の取扱い)

本規定に基づく回数・特典は、ジャンボカード毎に蓄積・告知・還元等を行うものとし、他のジャンボカードと合算することはできない。

第8条(付帯サービス・特典)

1. 会員は、当施設または提携会社が提供する付帯サービス・特典を、当施設が別途定めるところに従い、利用することができる。ただし、会員は退会したとき、または、会員資格が失効したときは、付帯サービス・特典を利用する権利を失う。
2. 当施設は、必要と認められた場合は、付帯サービス・特典内容の変更、または、提供内容の一部、もしくは全てを中止することができるものとする。
3. また、当施設は、付帯サービス・特典の利用に際して、会員に生じた不利益や損害などに対して、一切の責任を負わないものとする。

第9条(権利の付与等)

会員は、理由の如何を問わずジャンボカード会員における権利を他人に貸与、譲渡、担保提供、または相贈することはできない。

第10条(会外利用と免責)

1. 当施設は、ジャンボカードの取扱いについて、ジャンボカード毎に定められた会員本人以外に対する責任を負わない。なお、ジャンボカードを会員本人以外が所持したときは、当施設は会員本人以外の者の利用について、会員本人に対する責任を負わない。
2. 当施設が会員よりジャンボカードの紛失による利用停止または再発行の請求を受けた場合、可能な限りすみやかに処理を行う。ただし利用停止または再発行完了するまでの間に、回数数等の利用または何らかの損失があった場合、当施設はそれらを補償する責任を負わない。

第11条(規定の変更)

当施設は、必要と判断した場合は、会員の承諾なしに本規定の変更ができるものとする。

第12条(カードの発行手数料および交換・再発行)

1. ジャンボカードの改良、その他当施設が適切と認める場合には、当施設は会員にジャンボカードの交換及びそれに相当する措置を要求することができる。この場合、会員は交換等に応じるものとする。
2. 会員の責による紛失・乗損等を理由とした交換の場合は、下記の条件を満たすに限って、当施設は会員の再発行の申請に基づいて再発行を行う。
3. 会員は、入会時および再発行時に、所定の発行手数料(別途実費)を支払うものとする。
4. 再発行の請求に際して、会員が所定の再発行申請書を出し、かつ公的証明書等を提示して当該ジャンボカード会員本人であることを証明できること。
5. 会員がジャンボカード入会申込書または以前にポイントクラブカード入会申込書に氏名、生年月日または住所の記載事項を記入し、その情報が当施設のシステムに登録されていること。

第13条(取扱い)

会員への特典の還元方法およびその他運営等に関して生じる疑義は、当施設において決定し、会員はその決定に従うものとする。

第14条(会員情報提供およびその保護)

1. 会員は、当施設が業務上必要な範囲で会員に関する情報を利用することを承認する。
2. 会員は、当施設が提供する付帯サービスの団体ゴルフクラブ保険において、会員情報を提携保険会社と共同使用することに同意するものとす。
3. 当施設は、藤沢ジャンボゴルフカード会員規約第1条および第2条に知り得た会員の情報(プライバシーポリシー)に基づき適切に管理、運用、取扱います。弊社プライバシーポリシー: <https://www.fujisawajungolf.com>
4. 会員には、当施設から広告・印刷物の送付、案内のためのメールの送信等をする場合がある。
5. 会員は、氏名・住所・電話番号の変更があった場合は、当施設フロントまですみやかに連絡すること。